

消防危第 77 号
令和 2 年 3 月 18 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

消毒用アルコールの安全な取扱い等について

今般の新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、手指の消毒等のため、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に定める危険物の第四類アルコール類に該当する消毒用アルコール（以下「消毒用アルコール」という。）を使用する機会が増えています。

消毒用アルコールは火気により引火しやすく、また、消毒用アルコールから発生する可燃性蒸気は空気より重く低所に滞留しやすいため、多量に取り扱う場合には換気が必要であるなど、火災予防に留意する必要があります。

このような状況を踏まえ、消毒用アルコールの安全な取扱いについて、下記のとおり火災予防上の一般的な注意事項を取りまとめましたので、管内の事業者や住民等に対して広報啓発をお願いします。

また、消毒用アルコールについては、貯蔵・取扱いの量に応じ、消防法や火災予防条例の規定が適用される場合があり、特に製造企業による増産や各種事業所における保管・使用が増加することに伴い、法令上の手続きや一定の安全対策が必要になることが考えられることから、関係事業所への注意喚起をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症対策として、消毒用アルコールの増産等が喫緊の課題であることを踏まえ、安全を確保しつつ、必要に応じて仮貯蔵・仮取扱いや危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）第 23 条に基づく基準の特例を適用する等、迅速かつ弾力的な運用に配慮してください。

各都道府県消防防災主幹部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）に対してこの旨周知くださいますようお願いいたします。

本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

- 1 消毒用アルコールの使用に際して、火気の近くでは使用しないこと。
- 2 室内の消毒や消毒用アルコールの容器詰替え等に伴い、可燃性蒸気が滞留するおそれのある場合には、通風性の良い場所や換気が行われている場所等で行うこと。
また、みだりに可燃性蒸気を発生させないため、密閉した室内で多量の消毒用アルコールの噴霧は避けること。
- 3 消毒用アルコールの容器を設置・保管する場所は、直射日光が当たる場所や高温となる場所を避けること。
また、消毒用アルコールの容器を落下させたり、衝撃を与えたりする等しないこと。
- 4 消毒用アルコールを容器に詰め替える場合は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう注意するとともに、詰め替えた容器に消毒用アルコールである旨や「火気厳禁」等の注意事項を記載すること。